

超高齢社会の新しい相続の形

# 家族信託セミナー(無料)

2007年改正の信託法  
新たな活用の仕組みは  
事業承継等への活用が  
期待されています。

## 平成27年11月5日(木)

開始 14時00分～ 閉会 16時30分

会場：熊谷市立商工会館 303会議室

熊谷市役所となり熊谷商工会議所 3階 熊谷市宮町2-39



### 「老後と相続」は、避けて通れない家族のテーマです。

### 限定50名様

平均寿命と健康寿命の間に、男性9年・女性12年の医療・介護が必要とされる期間があり、高齢の認知症患者が増えています。意思判断能力が失われると、柔軟な資産管理や相続対策はできません。遺言や後見制度の限界もあります。

そこで、今、注目されているのが「家族信託」です。  
家族への想いを反映させた財産管理と資産承継を目指すことができます。  
本セミナーでは、「家族信託」の基礎をわかりやすく解説いたします。  
また、弁護士・司法書士・税理士・行政書士等の士業の方々には、(一社)家族信託普及協会を通じ「家族信託の専門家」になっていただける制度をご案内いたします。

#### セミナー概要

講師

事業承継・相続対策において、検討からはずすことができない「家族信託」を、基礎から具体的事例まで解説します。

**一般社団法人 家族信託普及協会 理事 宮田 浩志 氏**

宮田総合法務事務所 所長 司法書士 (公社) 成年後見センター・リーガルサポート会員  
(当日は、家族信託に関するご質問もお受けいたします。)

#### お申込方法

下欄のFAX申込書に必要事項をご記入のうえ  
FAX番号048(526)3834にてお申込みください。

こんな方へ

家族信託活用で、こんな問題が解決できます。

会社経営者

事業承継者の指定をしておきたい。

資産流出回避

本人→子供→孫へと直系による相続の順序を指定しておきたい。

アパート所有者

本人に代わって子供にアパートの管理・処分をまかせたい。

認知症対策

元気なうちに認知症になった時の医療や介護方法を決めておきたい。

障害者福祉

本人の死後、身障者の甥の生活費を援助したい。

老後の生活不安

自宅を活用して、老後の生活資金の安定を図りたい。

死後の配偶者生活

本人の死後、配偶者の生活資金の安定を図りたい。



#### お問い合わせ

依頼者の夢の実現のため ひたすら千羽鶴を折り続けるように 埼玉県熊谷市久下1824番地2  
**有限会社 創建** 担当 田島 篤 公認 不動産コンサルティングマスター 相続対策専門士  
家族信託コーディネーター 宅地建物取引士  
電話 048(523)2089 FAX048(526)3834 e-mail: tajima@you-souken.com

FAX申込書 家族信託セミナーに 参加します。	会社名	参加人数 人
	氏名	
	電話番号	